

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）に対する意見募集の結果について

令和4年3月16日
原子力規制庁

1. 概要

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）について、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見募集を実施しました。

期 間： 令和4年1月19日から同年2月18日まで（30日間）

対 象： 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

2. 意見募集の結果

○御意見数：1件*

○御意見に対する考え方：別紙のとおり

* 御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。

提出意見とこれに対する考え方

別表九（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表）への御意見

番号	御意見（原文）	回答
1	13ページの改正後欄の傍線を付した部分の「当該事象」は前段の「類似の事象」を指していると理解してよろしいか。	<p>御指摘の「当該事象」は、前段の「類似の事象」ではなく、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条の各号に該当するときとして報告される事象を指しています。</p> <p>一方で、御指摘のようにわかりづらさがあるかと思いますので、該当の改正部分「ただし、過去に発生した類似の事象により、当該事象の原因及び再発を防止するために講ずる内容が明らかであるときは、」を「ただし、<u>当該事象の原因及び再発を防止するために講ずる内容が、過去に発生した類似の事象により明らかであるときは、</u>」と修正します。</p>
2	13ページの改正後欄の傍線を付した部分の「その状況及びそれに対する処置を報告することを要しない」とは、発電用原子炉設置者は状況を把握する必要がないこと、処置をとる必要がないことを意味していると理解してよろしいか。	<p>御指摘の部分は、「その状況及びそれに対する処置」を報告すること（以下「詳細な報告」という。）が不要であることを意味しており、処置をとる必要がないことを意味しているものではありません。</p> <p>これまでの知見により、「原因及び再発を防止するために</p>

		<p>講ずる内容が明らか」なので、原子力規制委員会への詳細な報告は不要としているものの、当然ながら事業者が自らの責任において、発生原因の調査、再発防止のための対策等、必要な対応が行われるものと考えています。</p> <p>(※「詳細な報告」の略称は、以下この別紙にて用います。)</p>
3	<p>13ページの改正後欄の傍線を付した部分の「その状況及びそれに対する処置を報告することを要しない」のであれば、事象の発生のみ報告である「直ちに報告」は何のために求めるのか？</p>	<p>法令報告事象が発生した直後には、当該事象が今回規定する「その状況及びそれに対する処置を報告することを要しない」事象に該当するか否かが、必ずしも明確ではないと考えられることから、まずは第一報として「直ちに報告」を求めています。</p>
4	<p>13ページの改正後欄の傍線を付した部分のただし書きは、第3号に該当するときに限定したほうがよい。实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）の改正案で想定している事象は第134条第3号に該当するものだけであるから。また、第134条第1号の核燃料物質の盗取等、同第7号、同第8号の濃度限度超え、同第9号の管理区域外の漏えい、同第12号の線量限度超えについてはただし書きが該当するとは考え</p>	<p>御指摘のただし書に該当し、原子力規制委員会への詳細な報告を不要とする対象は、今後の法令報告の実績を踏まえ検討することとし、实用炉規則第134条第3号の事象に限定はしていません。</p> <p>今回の实用炉規則第134条の改正のうち、報告の時期に関するものについては、法令報告の仕組み全体に通じる一般的な考え方を示すものであり、規則の柱書に改正内容を規定することが適切と考えたものです。</p> <p>その上で、実際にそのあてはめについては、法令報告の実績</p>

	られないから。	や知見の蓄積に応じて、詳細な報告の要否を具体的に検討し、詳細な報告が不要となる事象は「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について(訓令)」で説明することとしています。現時点は実用炉規則第134条第3号に該当する蒸気発生器伝熱管の損傷のみ想定しています。
--	---------	--